

三次市教育委員会会議報告第5号

三次市立学校再配置庁内連携会議設置要綱の制定について

三次市立学校再配置庁内連携会議設置要綱を制定したため、別紙のとおり報告する。

令和7年5月23日

三次市教育委員会教育長 迫 田 隆 範

三次市教育委員会告示第13号

三次市立学校再配置庁内連携会議設置要綱を次のように定める。

令和7年4月25日

三次市教育委員会
教育長 迫田 隆 範

三次市立学校再配置庁内連携会議設置要綱

(設置)

第1条 三次市立小中学校のあり方に関する基本方針（令和7年三次市教育委員会告示第9号）に基づく、三次市立学校の再配置に当たり、必要な事項について部署間の連携を強化し、組織横断的に検討・実施していくため、三次市立学校再配置庁内連携会議（以下「庁内連携会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 庁内連携会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 三次市立学校（学区）の再配置に関すること。
- (2) 再配置に係る通学上の安全対策に関すること。
- (3) 再配置に係るスクールバス等の通学手段（公共交通利用を含む。）に関すること。
- (4) 再配置に係る地域づくり（放課後の居場所、避難所機能等を含む。）に関すること。
- (5) 再配置に係る学校跡地利用に関すること。
- (6) その他、三次市立学校の再配置に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 庁内連携会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、三次市副市長の事務分担に関する規則（平成20年三次市規則第34号）第2条第2号に掲げる副市長をもって充て、副委員長は同条第1号に掲げる副市長及び教育長をもって充てる。

3 委員は、別表第1のとおりとする。

(職務)

第4条 委員長は、会務を総括し、庁内連携会議を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 委員は、委員長の指示を受けて、所掌事務に従事する。

(会議)

第5条 庁内連携会議の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要に応じて、委員以外の職員の出席を求め意見を聴くとともに、必要な資料の提出を求めることができる。

(任期)

第6条 委員長、副委員長及び委員の任期は、任命の日から令和11年3月31日までとする。

(事務局)

第7条 庁内連携会議に関する事務局は、教育部教育企画課に置く。

2 事務局長は、教育部教育企画課長をもって充てる。

(幹事会)

第8条 庁内連携会議に、幹事会を置く。

2 幹事会は、庁内連携会議から付託された案件について、協議・調整を行い、三次市立学校の再配置に必要な事項を処理するものとする。

3 幹事会の会議は、必要に応じて事務局長が招集する。

4 幹事会の構成員は、別表第2のとおりとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、庁内連携会議の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月25日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1 (第3条関係)

| |
|--|
| 総務部長，経営企画部長，地域共創部長，建設部長，子育て支援部長，危機管理監，教育部長，その他委員長が必要と認める職員 |
|--|

別表第2 (第8条関係)

| |
|--|
| 財産管理課長，企画調整課長，まちづくり交通課長，土木課長，土木技術担当課長，都市建築課長，保育課長，危機管理課長，教育企画課長，学校教育課長，社会教育課長，君田支所長，布野支所長，作木支所長，吉舎支所長，三良坂支所長，三和支所長，甲奴支所長，その他委員長が必要と認める職員 |
|--|

学校再配置の進め方について

1 庁内連携

「三次市立学校再配置庁内連携会議」を設置する。

2 目的

「三次市立小中学校のあり方に関する基本方針」に基づき、学校の再配置を進めるに当たり、必要な調整事項について、部局間の連携を強化する。

3 所掌事務

- (1) 三次市立学校(学区)の再配置に関すること。
- (2) 再配置に係る通学上の安全対策に関すること。
- (3) 再配置に係るスクールバス等の通学(公共交通利用含む)に関すること。
- (4) 再配置に係る地域づくり(放課後の居場所、避難所機能等含む)に関すること。
- (5) 再配置に係る学校跡地利用に関すること。
- (6) その他、三次市立学校の再配置に関し必要な事項に関すること。

4 構成員

【委員】

両副市長 教育長 総務部長 経営企画部長 地域共創部長 子育て支援部長 建設部長 危機管理監 教育部長

【幹事】(実際の協議・調整)

財産管理課長 企画調整課長 まちづくり交通課長 保育課長 土木課長 土木技術担当課長 都市建築課長 危機管理課長 教育企画課長 学校教育課長 社会教育課長 各支所長

学校再配置に向けた協議の流れ（イメージ）

